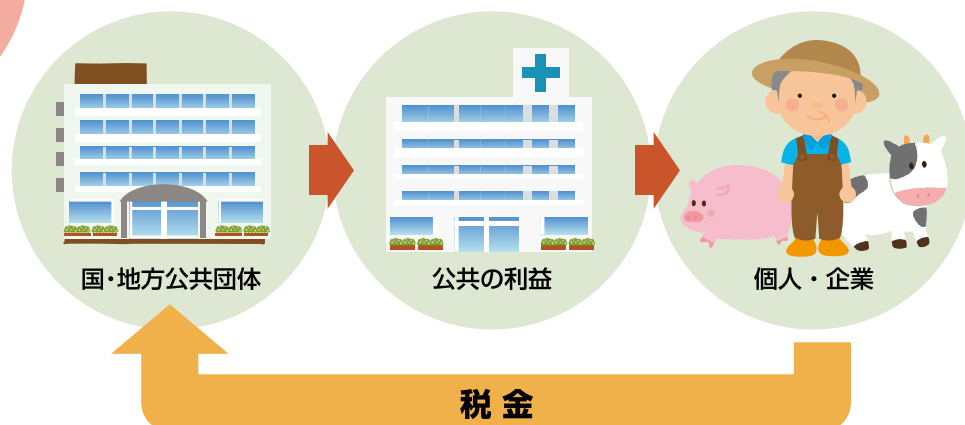


税金と私たちの かわり

納められた税金は、「公共の利益」に形を変えて
みなさまの元に届けられています。



納税カレンダー

主な税金の納期限は以下のとおりです。
納税の目安にご利用ください。税金は期限内にお納めください。

月	県税	市町村税	国税
4		固定資産税（第一期分） 軽自動車税種別割	
5	鉾区税・自動車税種別割		
6		住民税（第一期分）	
7		固定資産税（第二期分）	
8	個人事業税（第一期分）	住民税（第二期分）	
9			
10		住民税（第三期分）	
11	個人事業税（第二期分）		「税を考える週間」 （11月11日～11月17日）
12		固定資産税（第三期分）	
1		住民税（第四期分）	消費税の確定申告（個人事業者） ・ 1月4日～3月31日 贈与税の申告 ・ 2月1日～3月15日 所得税の確定申告 ・ 2月16日～3月15日
2		固定資産税（第四期分）	
3			

※市町村税は各市町村によって納期が異なりますので、必ずしもこのカレンダーと同じとは限りません。
また、国税の申告及び確定申告について、表中の期間の開始日又は終了日が土日祝日の場合は、
それぞれ税務署の翌開庁日となりますのでご注意ください。

県税にはこのほかにも次の納期のものなどがあります

- | | | | |
|----------------------------------|------------------|-------------------------|---------------------|
| ■毎月
県たばこ税
ゴルフ場利用税
軽油引取税 | ■登録を受けるとき
狩猟税 | ■登録又は届出のとき
自動車税環境性能割 | ■取得のつど定める
不動産取得税 |
|----------------------------------|------------------|-------------------------|---------------------|

※詳しくは、最寄りの県税事務所までお気軽にお問い合わせください。（→44ページ）